

▼検定有効期間(気象測器検定規則第15条)

電気式気圧計	10年
液柱型水銀気圧計 アネロイド型気圧計 風杯型風速計 風車型風速計 超音波式風速計 電気式日射計 貯水型雨量計(自記式のものに限る。) 転倒ます型雨量計	5年
ラジオゾンデ用温度計 ラジオゾンデ用気圧計 ラジオゾンデ用湿度計	1年

※その他の気象測器については、有効期間の定めがありません。

- 複合測器の検定の有効期間は、これを構成する各気象測器の検定の有効期間のうち最も短いものと同じ期間となります。
- 船舶で用いる気象測器の検定の有効期間は、船舶が航行中又は外国の港に停泊している間に有効期間が経過する場合は、その後最初に本邦の港に到着した日までとなります。
- 規則改正前(改正日平成14年4月1日)に検定を受けた気象測器の有効期間については、検定証書に記載された有効期間が適用されます。(検定規則附則抄第2条第2項による)